

関係業者の皆様へ

儀礼的な挨拶及び営業を目的とした事務所職員
との面会について（お願い）

新丸山ダム工事事務所

新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、岐阜県が「緊急事態宣言」対象区域若しくは「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に指定された期間中は、儀礼的な挨拶及び営業を目的とする事務所職員との面会をお控え下さい。

ご理解ご協力下さいますよう、宜しくお願い致します。

以上

<問合せ先>

新丸山ダム工事事務所総務課 渡邊

TEL. 0574-43-2780